

令和 8 年 7 月 10 日

一般社団法人 長崎国際観光コンベンション協会
事業本部 事業推進課

「令和 8 年度 冬の国内観光誘客 広告宣伝事業」業務委託に係る仕様書

1. 件名

「令和 8 年度 冬の国内観光誘客 広告宣伝事業」業務委託

2. 事業の背景及び目的

長崎市では観光需要の回復に伴い観光消費額は増加傾向にある一方、宿泊客数については依然として目標値に届いておらず、特に 12 月から 1 月にかけての閑散期における需要喚起が課題となっている。

本事業は、“さしみシティ長崎”を象徴する新たな食コンテンツ「ながさき刺しゃぶ」を核とし、長崎市内の約 130 店舗を超える「さしみシティ賛同店舗等」と連携したプロモーションを実施することで、冬季における誘客促進及び観光消費額の拡大を図るものである。

特に、本事業では宿泊訴求だけでなく、「食事クーポン 3,000 円」（1 泊ごと）を主軸に据え、旅行先検討層に対し、“長崎でしか味わえない冬の食体験”として訴求することで、来訪意欲の喚起及び即時的な予約・来訪行動へつなげることを目的とする。

3. 契約期間

契約締結日（令和 8 年 8 月下旬予定）から令和 9 年 3 月 31 日（水）まで

※主な広告配信・集中プロモーション期間は令和 8 年 10 月から令和 9 年 1 月下旬を想定する。

4. 契約上限額

6,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

5. ターゲット設定

(1) メインターゲット

- ・福岡県を中心とした北部九州（熊本・大分・佐賀）在住者
- ・30 代～50 代女性を中心としたグルメ・旅行関心層
- ・夫婦、カップル、女性グループ等の 2 名利用層

(2) サブターゲット

- ・関西圏及び首都圏の高付加価値旅行志向層
- ・冬季旅行における「食」を重視する層

6. 業務内容

(1) プロモーション戦略の企画立案

本事業の目的達成に向け、ターゲット特性や市場動向を踏まえた総合的なプロモーション戦略を企画・提案すること。なお、提案にあたっては、「ながさき刺しゃぶ」を“冬の長崎を代表する食体験”として認知拡大できる内容とすること。

(2) WEB 広告等の企画・運用

以下のエリア配分を基本とし、効果的な媒体選定及び広告運用を行うこと。

【基本配分】

- 45%：福岡県
- 20%：北部九州（佐賀・熊本・大分等）
- 15%：関西圏
- 15%：首都圏
- 5%：その他検証枠

【広告媒体例】

- SNS 広告（Instagram、Facebook、TikTok 等）
- ディスプレイ広告
- 動画広告
- リスティング広告
- その他、効果的と考えられる媒体

なお、媒体選定理由及びターゲットとの親和性を明確に示すこと。

（3）ユーザー導線設計及び管理

広告接触から予約・来訪までの導線を一体的に設計し、離脱防止に配慮した運用を行うこと。

【想定導線】

- ① WEB 広告等
- ② 「travel nagasaki」内キャンペーン特設ページ
- ③ 食事クーポン取得ページ／OTA（じゃらん予定）ページ
- ④ 対象店舗利用・宿泊予約等

※本事業では、宿泊訴求のみではなく、「食事クーポン 3,000 円」の利用促進を優先すること。

7. 成果目標（KPI）

本事業では、以下を参考指標として設定する。

（1）誘客関連

- 冬季（12月～1月）の来訪者増加への寄与（目標値＝新規来崎顧客 10,000 名）
- 食事クーポン利用件数（目標値＝利用顧客 8,000 名）
- 対象店舗利用促進

（2）WEB 関連

- 特設ページアクセス数
- 広告クリック率（CTR）
- クーポン取得数
- クーポン取得率
- OTA 遷移数

8. 提案に求める事項

企画提案にあたっては、以下の内容を盛り込むこと。

（1）戦略性

- 閑散期誘客に対する考え方
- エリア別ターゲティング戦略
- 女性層への訴求戦略

（2）クリエイティブ性

- 「刺しやぶ」の魅力を伝える表現提案

- “長崎に行きたくなる”世界観設計
- SNS 拡散を意識した企画性

(3) 実効性

- クーポン利用促進施策
- 離脱防止導線
- 効果検証方法

(4) 独自提案

本仕様書に記載のない内容であっても、本事業の目的達成に有効と考えられる提案を可とする

9. 業務実施体制

受託者は、本業務を円滑に遂行するため、統括責任者及び担当者を配置すること。

また、協会との定期的な打合せ及び進捗共有を行うこと。

10. 成果物

受託者は、業務完了時に以下を提出すること。

- 実施報告書
- 制作データ一式
- 写真及び動画データ等
- その他協会が必要と認める資料

11. その他

- (1) 成果物に関する著作権等は、原則として協会に帰属するものとする。
- (2) 受託者は、本業務により知り得た情報を第三者へ漏らしてはならない。契約終了後も同様とする。
- (3) 本仕様書に定めのない事項については、協会及び受託者双方協議の上、決定する。

12. 留意事項：

- (1) 業務の実施にあたっては、受託者は当協会ならびに様々な関係機関と適宜協議を行い、協会の指示に従って本業務を実施するものとする。
- (2) 受託者が本業務において制作したデータやデザイン、写真、イラスト、文章等一切の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条に定めるすべての権利を含む。）は長崎市に帰属するものとし、素材データもあわせて提供した上で協会が自由に二次利用できるものとする。同時に著作者人格権を行使しないこととする。
- (3) 業務実施にあたり、第三者（協会及び受託者以外の者）が所有する素材を用いる場合は、著作権処理等を行うこと。
- (4) 制作に際して必要な一切の経費は、当初の契約金額に含むものとする。
- (5) 成果物に重大な誤りがあった場合は、受注者において、回収、修正、再制作等の必要な処置を講ずること。
- (6) 受託者は、業務の全部または一部を再委託してはならない。ただし、書面により協会の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (7) 受託者は、本業務の関係書類等を整備保管し、必要な書類の提出や実地検査等に際しては、協力すること。本業務について、この仕様書に記載されていない事項その他疑義が生じた場合は、協会と協議のうえ決定する。
- (8) なお、業務内容の変更等について協会から指示等があった場合は、協会と受託者が協議のうえ、委託契約の内容を変更することができる。
- (9) 契約前に詳細協議を行い、企画の一部を変更する場合がある。
- (10) 今後の社会情勢やその他不可抗力等により本事業を中止する場合がある。

以上